

令和3年度 第1回川西市PTAあり方検討会

日 時 令和3年10月3日(日)
午前10時00分～

場 所 Web会議システムによる開催

1. 開 会

2. 教育長挨拶

3. 川西市PTAあり方検討会について

4. 構成員の自己紹介

5. 議 題

(1) 川西市のPTA活動の現状について

(2) 課題解決に向けた検討について

6. 次回以降の開催について

川西市 P T A あり方検討会設置要綱

(設置及び目的)

第 1 条 保護者や教育関係者等が PTA 活動への相互理解を深めるとともに、持続可能な組織や誰もが参加しやすい PTA 活動のあり方を検討するきっかけづくりを行うため、川西市 PTA あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討会は、次に掲げる事項について、意見を聴取する。

- (1) PTA の組織に関すること。
- (2) PTA の運営に関すること。
- (3) その他 PTA に関すること。

2 検討会は前項の事項について調査、研究を実施する。

(構成)

第 3 条 検討会は、次に掲げる者の内から 15 名以内で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保護者代表
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 学校・園代表
- (5) その他

2 座長は構成員の互選によって定め、副座長は座長が指名する。

(運営)

第 4 条 座長は、会議を招集し、会務を総括する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(協力)

第 5 条 座長は、必要があると認める時は、関係者の出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第 6 条 検討会の事務局は、教育推進部教育政策課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は座長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月13日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる会議は、第4条の規定に関わらず、教育長が招集する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

川西市PTAあり方検討会構成員名簿

	氏名	選出区分	職業・役職
1	野崎 洋司	学識経験者	湊川短期大学教授
2	福本 靖	学識経験者	神戸市立桃山台中学校長
3	乾 雅美	保護者代表	市内小学校PTA会長
4	池内 明子	保護者代表	市内中学校PTA会長
5	古谷 茂政	関係団体の代表者	川西市PTA連合会 会長
6	秋葉 奈津子	関係団体の代表者	川西市PTA連合会 副会長
7	川原 善恵	関係団体の代表者	川西市PTA連合会 リーダー
8	小野 優子	関係団体の代表者	川西市立幼稚園PTA連絡協議会 会長
9	高垣 久夫	関係団体の代表者	市内コミュニティ推進協議会 会長
10	熊手 輝秀	関係団体の代表者	市内コミュニティ推進協議会 会長
11	若生 雅史	学校・園代表	川西市立多田東小学校長
12	小和田 勉	学校・園代表	川西市立川西中学校長
13	岡田 邦子	学校・園代表	川西市立清和台幼稚園長

川西市 PTA あり方検討会の設置について

【検討会設置の目的】

保護者や教育関係者らが PTA 活動への相互理解を深め、持続可能な組織や誰もが参加しやすい PTA 活動あり方の検討のきっかけづくりを行う。(川西市 PTA あり方検討会設置要綱(以下、設置要綱という)第 1 条)

【検討会の位置づけ】

PTA 活動は本来会員の自主的な活動であるべきだが、入会意思確認が不十分であると一部指摘する声がある。また、家族形態や働き方の多様化など時代の変化により、従来からの活動を維持することができなくなる一方、活動する保護者にとっても、PTA 活動が負担になっているという声が寄せられている。

PTA 役員の任期は単年度であることから、長期的な展望に立った検討や改善を継続的・計画的に行うのは難しいこと、市教育委員会にも保護者から相談が寄せられていたこと、PTA は学校教育に関し、理解を深め、学び、活動を行うという学校教育に資する活動を行っていることから、市教育委員会が協力し、活発な議論をしてもらうため、PTA のあり方を検討する場を提供するものである。

【検討会の役割】

PTA の組織や運営などの意見聴取や調査、研究を行う。(設置要綱第 2 条)

最終的に学校や PTA に対してモデルとなる報告書を提示し、各校 PTA 内での議論のきっかけとする。

【今後の動き】

令和元年度に全 4 回開催したが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止した。令和 3 年度に 3 回程度開催し、議論を進める予定である。

議論した結果は、随時、学校・PTA へ情報を提供していく予定である。

【検討会の構成員】(設置要綱第 3 条第 1 項)

・学識経験者(2 名)・保護者代表(2 名)・関係団体の代表者(6 名)・学校・園代表(3 名) 計 13 名(15 名以内で構成)

【座長・副座長】

座長は構成員の互選によって定め、副座長は座長が指名する。(設置要綱第 3 条第 2 項)

座長は、会議を招集し、会務を総括する(設置要綱第 4 条第 1 項)

副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。(設置要綱第 4 条第 2 項)

【協力】

座長は、必要があると認める時は、関係者の出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。(設置要綱第 5 条)

【事務局】

検討会の事務局は、教育推進部教育政策課に置く。(設置要綱第 6 条)

川西市 PTA あり方検討会

中間報告

川西市 PTA あり方検討会

座長	野崎	洋司
副座長	福本	靖
構成員	川原	善恵
構成員	池内	明子
構成員	古谷	茂政
構成員	秋葉	奈津子
構成員	大田	博子
構成員	山科	めぐみ
構成員	大村	衣子
構成員	熊手	輝秀
構成員	高月	和人
構成員	小和田	勉
構成員	岡田	邦子

令和2年3月31日

1.川西市 PTA あり方検討会設置のいきさつ

PTA は子どもの健やかな成長を図ることを目的に保護者（Parent）と教職員（Teacher）が協力し、全ての児童生徒のために活動する社会教育関係団体（注）であり、任意の団体（Association）である。

そのため、PTA 活動は、本来会員の自主的な参加による活動であるべきだが、入会の意思確認が不十分であるなど、その運営方法等について課題が一部で指摘されてきた。また、少子高齢化や家族形態、働き方の多様化など、時代の変化により従来からの活動を維持することが難しくなるなど、活動する保護者にとっても PTA 活動が負担となっている声が寄せられている。

一方、同様の課題認識を受けて川西市 PTA 連合会においても、近年 PTA 活動に対する負担軽減への対策に取り組み始めている。

しかしながら、（1）PTA 役員の任期は単年度であることから、長期的な展望に立った検討や改善を継続的・計画的に行うのは難しいこと、（2）以前から PTA 活動について、市教育委員会にも保護者から一部相談が寄せられていたこと、（3）PTA は学校教育に関し理解を深め、学び、活動を行うという学校教育に資する取り組みを行っていることから、市教育委員会が PTA 活動のあり方の見直しに協力し、活発な議論を行っていただく目的で、PTA のあり方を検討する場（川西市 PTA あり方検討会）が設置されることとなった。

（注）社会教育関係団体とは、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」（社会教育法第 10 条）と規定されている。

【川西市 PTA あり方検討会とは？】

（目的）

保護者や教育関係者らが PTA 活動への相互理解を深め、持続可能な組織や誰もが参加しやすい PTA 活動あり方の検討のきっかけづくりを行う。

（役割）

PTA の組織や運営などの意見聴取や調査、研究を行う。

最終的に学校や PTA に対してモデル案を提示し、各校 PTA 内での議論のきっかけとする。

（構成）

学識経験者 2 名、保護者代表 2 名、関係団体の代表 6 名、学校・園代表 3 名の計 13 名で構成。

（その他）

令和元年度については全 4 回開催、令和 2 年度中も 4 回実施し、議論を継続する。

議論した結果は、モデル案の完成を待たず、学校・PTA へ随時情報提供していく。特に「入会の意思確認」や「個人情報の取扱い」など改善すべき課題については、なるべく早い段階で学校・PTA へ提示する。

2.今年度 川西市PTAあり方検討会の協議内容【概要】

(1) 第1回川西市PTAあり方検討会

日時 令和元年7月20日(土) 午前10時～12時

場所 キセラ川西プラザ 2階 多目的スタジオ

参加者 構成員13名、市長、教育長、教育委員1名、事務局8名、傍聴者11名

内容 川西市のPTA活動の課題(～)と優先順位の検討

任意加入について

- ・任意加入について周知する。
(PTAの意義や活動内容、任意団体や入退会は任意であることを明記したPTA規約を配布して、十分な説明を行う)
- ・加入意思の確認(加入届の提出)を行う。
加入届に必要な事項
 - ・PTAの会員になることの意味確認。
 - ・入会届の取扱い(保管や返却など)。
 - ・個人情報(住所や連絡先など名簿作成に必要な事項)を収集することも可。ただし、その場合、個人情報はPTA活動の目的にのみ使用することを明記する。
 - ・会費の引き落としなどの同意を求めることも可。
- ・退会の申し出があったときには退会届の提出を求める。

個人情報について

- ・単位PTAごとに、個人情報の取り扱い規定を定める。
個人情報取り扱い規定に必要な事項
 - ・目的 ・責務 ・管理者、取扱者 ・収集方法
 - ・利用目的 ・管理 ・第三者提供への制限
 - ・情報開示等
- ・個人情報の収集はPTAが行うことが望ましい。
(第三者に提供する場合、同意を得る必要があるため)

会費の徴収について

PTAが直接徴収する場合

- ・保護者に徴収金額や徴収方法を説明し、同意を得る。
 - ・保護者から引き落とし口座などの個人情報を得る。
- ##### 学校徴収金と併せて学校が徴収する場合
- ・学校と業務の委任契約を締結する。
 - ・保護者に委任契約を締結していることを知らせる。
 - ・保護者に学校徴収金と一緒に引き落とすことの同意を得る。

役員を選出について

PTAの活動内容について

未加入者の子どもへの配慮について

～ をまとめて第1優先とし、以下番号順に優先順位とし議論していく。



ポイント

(2) 第2回川西市PTAあり方検討会

日時 令和元年9月16日(月・祝) 午前10時～12時

場所 川西市役所 2階 202会議室

参加者 構成員13名、教育長、教育委員1名、事務局6名、傍聴者22名

内容 1. 第1回検討会終了後の動き

○教育委員会

- ・教育委員会事務局内及び校長会でPTA活動の課題等の勉強会を行った。
- ・校長先生にリーダーシップを発揮してもらい、PTAと協力して取り組んでもらうよう校長会へ協力依頼を行った。

○川西市PTA連合会

- ・活動の現状について説明があり、その中で作成された「入・退会届(案)」「会費引落委託同意書(案)」「委任契約書(案)」の様式について提供があった。
- ・各案はひな形として各PTAに提供されたものであり、どのように使用するかは単位PTAに判断をまかせている。また、導入の時期についても、単位PTAの中で検討してもらうこととしている。

2. 役員選出(手法・留意点・法的見解)について

役員選出の手法

- ・立候補が最もよい手法である。
- ・候補者がおらずかつ誰かを役員に決める必要がある場合は、免除申請を提出してもらい、免除を行い、くじ引きを了承したうえで実施するということが手法の1つとして考えられる。

役員選出の留意点

- ・事前に選考方法や選考過程といった選考ルールを明らかにしておく必要がある。

法的見解について

- ・役員免除申請書提出について

役員免除要件を明示し、その要件を満たすか否かの確認のためなどの理由を明示したうえで、申請書の提出を求めることは法的に問題ないと思われる。

- ・免除決定について

役員免除理由(病気や家庭の事情など)といった個人情報には本人の同意がなければ公開することはできない。

「全員の前で公開しなければ役員をやらされる」ということを前提に、本人が「役員にならないためにやむを得ず全員の前で公開」した場合は本人の同意があったとは解釈できないため、法的に問題があると思われる。

- ・くじ引きについて

「くじが当たったら役員になる」ことに同意してくじ引きに参加した場合、くじ引きで役員を決めることは、法的に問題がない。

くじ引きの場に欠席をしているにも関わらず、無理やり役員とすることは、本人の同意がないため無効である。

ポイント

PTAの規約等で「役員選任時の会議に欠席した会員がいた場合、当該会議において欠席会員を役員に選任することができる」という規定があった場合でも、選任への受諾がなければ効果は発生しないであろうと思われる。

3. PTAの活動内容について

- ・「入会届をとるときの留意点(時期、内容)」「子どもとの関わり方」「強制されないこととやりがい」「子どもに視点を置いた活動」「PTAの魅力」「改革推進の大変さ」などについて、多数の意見が出された。

(3) 第3回川西市PTAあり方検討会

日時 令和元年11月17日(日) 午前10時～12時

場所 川西市役所 7階 大会議室

参加者 構成員12名、教育委員1名、事務局5名、傍聴者35名

内容 1. 第2回検討会終了後の動きの交流

○教育委員会

- ・校長会議、教頭会議で「第2回川西市PTAあり方検討会」の報告を行った。

広報誌11月号でPTA改革への取り組みについて特集された。

○PTAあり方検討会

- ・「第2回川西市PTAあり方検討会」で確認された「任意加入の意思確認」「個人情報の取扱い」「会費の徴収方法」について、各小・中・特別支援学校長と各市立幼稚園長、各PTA会長にお知らせを配布した。

○特別支援学校・小学校長会

- ・入退会届・会費の徴収方法・個人情報の取扱い・役員の選出方法について、共通理解はできている。

○中学校長会

- ・7校の校長とPTA会長で会議を行い、改革を進めていくことの共通認識を図り、各校で校内や地域と関わる活動の見直しに取り組んでいる。

○幼稚園長会

- ・園児数減をむかえ役員数の削減を考えている。保護者会とは日ごろから風通しの良い話し合いができています。

○コミュニティ

- ・PTAの職務を地域としてできることはやっていこうという話が出ている。
- ・ある校区内の3校の校長先生が地域と関わりのあるPTAの活動などの相談に来られ、コミュニティもできる限り協力したいと答えている。

○PTA

- ・会員に、PTAは任意団体であること、今後同意書を導入していく予定であることや、規約や仕事の見直しを進めていくことを書面で知らせた。
- ・秋の役員選出から、役員を免除するために診断書の提出やみんなの前で理由を報告することをなくした。
- ・PTA活動に関するアンケートをとった。
- ・加入届を導入する時期が知らされないまま総務選があったため混乱した。

○PTA 連合会

- ・ 来年度は今までやっていた活動を一旦休止し、広域顧問制度を設け単位 PTA からの相談を受けたり、専門委員会(1)や PTA 連合会で主催しているイベントを廃止していこうとしている。

2. PTA 活動で大切にすべき点について(フリーディスカッション)

- ・ 学校も地域も協力してやっていく必要があると思う。そのためにも、十分に話し合いをしていくことが大切である。
- ・ PTA はその学校に通う全ての子どもたちのために活動するということが存在意義だと思う。
- ・ PTA 活動の見直しを行う時、なぜその取り組みがあるのかという部分を考えず、負担になっているからという理由だけで削減するのは危険である。
- ・ 本当に必要な活動なのか、子どもたちにとって大切なのかということを十分議論していかなければならないと思う。
- ・ PTA は学校と保護者をつなぐパイプ役としてとても大切な存在である。
- ・ 学校のことをよく分かったり、先生との距離が近くなったり、やりがいや達成感を得られるのが PTA の魅力である。

まとめ

我が子だけでなく我が子以外の子どもたちに対してどれだけ思いが馳せられるのかということがポイントとなる。

活動内容

- ・ 学校運営への参画が大切である。
- ・ 自分たちがしたい活動で子どもたちが利益を受ける活動については、忙しくても時間を調整して参加するという保護者はたくさんいる。
- ・ やらされ感のあるものや、意義の分からないまま流されているような活動については負担感や多忙感を感じる。

PTA は地域にとっても、子どもたちにとっても、学校にとっても大切な存在である。

(4) 第 4 回川西市 PTA あり方検討会

日時 令和 2 年 2 月 1 日(土) 午後 2 時 ~ 4 時

場所 川西市役所 2 階 202 会議室

参加者 構成員 13 名、教育委員 1 名、事務局 6 名、傍聴者 25 名

内容 1. 第 3 回検討会終了後の動きの交流

○教育委員会

- ・ 校長会議で「第 3 回川西市 PTA あり方検討会」の報告をした。
- ・ 教頭会議で PTA 活動の課題等の勉強会を行い、校長を補佐する立場であり、今後 PTA 改革を引き継いでいく教頭へ PTA と協力して取り組んでもらうよう、協力依頼を行った。
- ・ 市の部長級以上が出席する会議で PTA の課題、あり方検討会の内容、諸団体の取り組み状況を説明し、PTA に係る事業・イベントの見直しをお願いした。

○PTA あり方検討会

- ・「第3回川西市あり方検討会」で確認された「役員の選出」について、各小・中・特別支援学校長と各市立幼稚園長、各PTA会長にお知らせを配布した。

○特別支援学校・小学校長会

- ・入会届とPTA活動の見直しについての交流を行った。学校間の温度差の緩和につながり、改革に向けてスムーズに進んでいくように感じた。

○中学校長会

- ・7校中1校は令和2年度から入会届を取り、6校は令和3年度に向けてPTA活動の見直しを図っていく。

○幼稚園長会

- ・こども園の見学を行い、保護者の意見の集約の仕方やボランティアの募り方などの話を聞いた。

○PTA 連合会

- ・阪神間のPTA連合会で意見交流を行った。どの市でもPTA改革に取り組んでおり、各PTA連合会へ多くの意見が寄せられている。それに対応しきれず、相談するところも少ない現状がある。川西市は多くの団体に関わってもらっているため、色々な所に相談ができることはありがたい。
- ・「アンケートを実施し活動を見直す」「総会のやり方を変更する」「臨時総会を開催する」「規約を簡略化する」「立候補を重視し役員を選出する」「エントリー制を導入する」「引き続きもう1年役員をやる」など単位PTAに様々な動きが出てきている。
- ・PTCAフォーラムを開催した。「PTAそこまで言っちゃって委員会」と題し、PTAのことを本音で言い合う座談会を行った。「あなたにとってPTAとは」「今のPTAに点数をつけるなら」「あなたがPTA会長だったらどのような改革をしますか」「PTAのクオリティを高めるために必要なことは」という4つの題に答える形式で進められ、大変盛り上がった。従来のフォーラムの形を変えたため、不安があったが、反響も大きく、よかったという声をもらった。

○副座長より

- ・「任意加入の問題」「個人情報の問題」「会費の問題」を至急に是正しなければならないことは全国的な流れである。
- ・魅力あるPTAに変えるのが先か、入会届を先に取り取るのかということについては、活動内容を変えてから入会届をとるのか、先に入会届をとってから入会率を上げられるような内容に変えていくかという、スケジュールの問題になる。
- ・子どものために、形になることをやっていることがクオリティの高いPTAであり、そのようなPTAに近づけることで入会率の増加や立候補による役員選出につながっていくと思う。

2 . PTA 活動と組織について自由討議

○エントリー制(2)について

- ・ エントリー制に近いものとして、1 家庭 1 活動(3)があるが必ず一つはしなければならないなど強制的になっているところが多い。活動を選べるが割り当てになっているものは、エントリー制ではない。
- ・ エントリー制のメリットは、強制力がなく気軽にやりたい活動ができることである。
- ・ 幼稚園では本の読み聞かせがエントリー制に当たる。エントリーが少ない時は、地域に声をかけている。
- ・ エントリーをしてもらう時、人気のない活動にはエントリーが集まらない。集まらなかった時にどうするのかを考えなければならない。
- ・ 全員 1 つは何かに入りにエントリーができるように負担の軽いものをエントリー項目に入れておくとよい。
- ・ どうしても活動内容に負担の重い軽いはあるため、運営委員会(4)などできちんと説明をしていくことが必要である。
- ・ 運営委員会に参加することで学校運営に関わることができるため、1 ~ 2 回のエントリーをしてくれる。

○学年部制(5)について

- ・ 学年部制のメリットは「学年の様子分かること」と、「内容が保護者にとって分かりやすいこと」である。
- ・ 学年活動である PTC 活動(親と教師と子どもの活動)のメリットは「横のつながりが持てること」「子どもと触れ合えること」などである。デメリットは「親が仕事で欠席すると子どもが寂しい思いをすること」「学年カラーが出て、学年ごとに内容に差が出てしまうこと」である。

○専門部制(6)について

- ・ 専門部制のメリットは、他(外部)の団体とのつながりができることである。デメリットは、校内(PTA と学校)だけで変更できないことである。
- ・ メリットは委員が決まっているため、確実に活動をしてもらえることである。
- ・ デメリットは活動が決まっているため、強制的なところがあり、負担感になっていることである。

○運営委員会について

- ・ 学年委員になり運営委員会へ出席し議論に参加することで、学校運営に関わっていると実感できることが PTA の魅力になっている。
- ・ 学校への要望を保護者同士で議論し決定してもらい、それを学校が受けて実施していく。学校の多忙化に取り組むためには保護者の力を借りなければできない。
- ・ 困った事柄について保護者と先生が意見を出し合う。
- ・ 要望ばかりでなく、学校や地域が困っている内容を説明し、保護者に協力を求めることもする。

○地域より

- ・負担感を拭うためには、親の求めているニーズを吸い上げることが必要である。地域との関係性が崩れると、困るのは子どもたちであるため、親が何を望んでいるのかを地域に伝えてほしい。
- ・子どもたちのために、PTA、学校、地域が話し合えば解決する問題だと思っている。

○座長より

- ・学校長のリーダーシップのもと、学校運営に保護者の意見がいかに反映されるかという仕組みの在り方は検討課題である。
- ・保護者と学校がフラットな関係で学校経営へ参画することも視野に入れていければと考えている。

3 .PTA に係る状況調査結果についての説明

市が関連する事業への PTA からの参加について、市の所管部署への相談等は、基本的に PTA 連合会が窓口となる。

【用語の説明】

1 専門委員会とは？

川西市 PTA 連合会が設置している「進路学びあい委員会」「厚生給食委員会」「こころはぐくみ委員会」「広報委員会」の4委員会。

2 エントリー制とは？

あらかじめ、日程、募集人数、活動内容等を PTA 会員に明示し、会員に参加可能活動へ自由にエントリーしてもらい、そのメンバーで活動を行う方法。

3 1家庭1活動とは？

すべての PTA 会員に何らかの形で PTA 活動に関わってもらうため、役割(活動)を担っていない PTA 会員に、活動一覧の中から必ず1つ選び活動に参加してもらう方法。

4 運営委員会とは？

各クラスで選ばれた委員が全員集まり、学校に関する諸問題や学校運営に係る課題などを直接校長等と話し合う会。

5 学年部制とは？

学年ごとに役員を選出し、その学年の活動を計画し実施していく方法。

6 専門部制とは？

各単位 PTA において、「教養部」「厚生部」「広報部」「人権部」などの専門部の役員を選出し、その委員会の活動を計画し実施していく方法。

P T Aの現状について ～ P T A役員アンケートの考察～

【P T A役員アンケート概要】

対 象：各単位P T A会長及び総務役員

期 間：令和3年7月1日 ～ 令和3年7月15日

入会

1 入会届の導入状況

	令和2年度	令和3年度
導入済み	12校	22校
今後予定	11校	1校
未定	0校	0校

2 入会届を導入しているP T Aの入会率（平均75.9%） 1校未導入

0%～30%未満	0校
30%～60%未満	小・特 3校
60%～90%未満	小・特 11校 中 4校
90%以上	小・特 2校 中 3校

3 教職員の入会率（平均84.7%）

0%～30%未満	小・特 2校 中 2校
30%～60%未満	0校
60%～90%未満	小・特 1校 中 1校
90%以上	小・特 14校 中 4校

4 入会率を増やす取組

○チラシ等の配布	・・・	4校	○説明会等の開催	・・・	4校
○仕事量の削減	・・・	2校	○役員制度の廃止	・・・	1校
○入会届の工夫	・・・	1校	○日々の声かけ	・・・	1校
○家庭数入会に変更	・・・	1校	○会費の減額	・・・	1校

会費の徴収

1 会費の徴収方法

○学校徴収金と一緒に引き落としている	・・・	23校
○学校徴収金とは別に徴収している	・・・	1校

2 会費引き落とし事務に関する校長との委託契約

	令和2年度	令和3年度
あり	13校	20校
なし	8校	4校

3 会費を学校徴収金と一緒に引き落とす保護者の同意書

	令和2年度	令和3年度
あり	13校	22校
なし	8校	2校

4 会費の年額（最低額1,000円 最高額3,600円） 未回答5校

1,000円～1,500円未満	小・特	1校	中	1校
1,500円～2,000円未満	小・特	3校	中	1校
2,000円～2,500円未満	小・特	5校	中	1校
2,500円～3,000円未満	小・特	1校	中	2校
3,000円以上	小・特	2校	中	2校

役員選挙

1 春の役員選挙

○立候補	・・・	12校
○くじ引き	・・・	3校
○立候補とくじ引き	・・・	1校
○廃止	・・・	8校

2 秋の役員選挙

○立候補	・・・	14校
○くじ引き	・・・	3校
○立候補とくじ引き	・・・	1校
○未定・廃止	・・・	6校

P T A活動

P T A 内部の活動	総務会、運営委員会、各種専門委員会の実施 定期総会の開催 役員選挙の実施 広報誌の作成・印刷 P T A 主催イベントの開催
学校をサポートする活動	運動会等のイベント手伝い 夏休み中のラジオ体操 ボランティア活動（図書・園芸・清掃・給食） ベルマーク回収・集計作業 廃品（インクカートリッジ・アルミ缶等）回収 登下校の見守り活動（愛護部活動） 購買部の運営
地域と関わる活動	校区内パトロール コミュニティ（地域）活動への参加（納涼祭等） プール開放の監視当番 献血活動